

防衛省訓令第119号

武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第14条に基づく損失補償の処理に関する訓令を次のように定める。

平成19年8月25日

防衛大臣 小池 百合子

武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第14条に基づく損失補償の処理に関する訓令

改正	平成28年	3月28日	防衛省訓令第18号
改正	平成28年	3月31日	防衛省訓令第36号
改正	令和元年	5月31日	防衛省訓令第5号
改正	令和2年	12月28日	防衛省訓令第67号

(通則)

第1条 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成16年法律第113号。以下「

法」という。) 第 14 条の規定に基づく損失の補償については、法及び武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律施行規則（平成 16 年内閣府令第 75 号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（申請書の受理）

第 2 条 地方防衛局長（東海防衛支局長を含む。以下同じ。）は、法第 14 条第 1 項の規定による損失の補償を受けようとする者（以下「申請者」という。）から施行規則第 1 条に規定する損失補償申請書を受理したときは、遅滞なく、防衛大臣に当該申請書の写しを送付するものとする。

2 地方防衛局長は、申請者が損失補償申請書を提出するに際し、申請者から当該申請書の内容を証明するに足る資料を可能な範囲で提出させるものとする。

（関係機関との連絡等）

第 3 条 地方防衛局長は、特定合衆国軍隊（法第 2 条第

6号に規定する特定合衆国軍隊をいう。以下同じ。)の法第14条第1項各号に掲げる行為(以下単に「行為」という。)及び当該行為による損失に関する状況の把握のため、特定合衆国軍隊の部隊、自衛隊の部隊又は機関、警察機関その他関係機関(以下単に「関係機関」という。)と常に緊密な連絡を保つよう努めるものとする。

- 2 地方防衛局長は、関係機関から行為が行われた旨の連絡を受けたときは、可能な範囲で、補償すべき損失に関する状況につき現地調査及び資料の収集を行うとともに、申請者から当該損失に係る損失補償申請書が提出されるよう適切な措置を講ずるものとする。

(補償調書の作成等)

第4条 地方防衛局長は、申請者から損失補償申請書を受理した場合において必要があるときは、補償すべき損失の有無につき現地調査及び資料の収集を行うものとする。

- 2 地方防衛局長は、補償すべき損失がないと認められ

るときは損失補償申請書の内容が補償すべき損失でないことを明らかにする書類（以下単に「書類」という。）を、補償すべき損失があると認められるときは当該損失の補償額を算定し、別記第1号様式による損失補償調書を作成するものとする。

3 地方防衛局長は、書類又は損失補償調書を作成したときは、その写しを防衛大臣に送付するものとする。

（補償額の決定等）

第5条 防衛大臣は、地方防衛局長から書類又は損失補償調書の写しの送付を受けたときは、その内容を審査し、損失の有無又は補償額を決定し、遅滞なく、別記第2号様式による損失補償決定通知書により地方防衛局長を経由して申請者に通知する。

（補償金の交付等）

第6条 地方防衛局長は、補償金を交付するときは、補償を受けるべき者から別記第3号様式による同意書を提出させるものとする。

2 地方防衛局長は、補償金を交付したときは、遅滞な

く、同意書の写しを添付した別記第4号様式による損失補償支払完了報告書により防衛大臣に報告するものとする。

(異例なものの処理)

第7条 地方防衛局長は、異例なものの処理については、防衛大臣の指示を受けなければならない。

(委任規定)

第8条 この訓令の実施に関し必要な事項は、地方協力局長が定める。

附 則

この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月28日省訓第18号)

この訓令は、平成28年3月29日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日省訓第36号)

- 1 この訓令は、行政不服審査法の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。
- 2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、この訓令の施行前にされた行政庁の処分又はこ

の訓令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年 5 月 31 日省訓第 5 号）

- 1 この訓令は、令和元年 5 月 31 日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の様式を使用するに当たっては、必要に応じ、各様式中「令和」とあるのは「平成」とする修正を加えたものを使用することができる。

附 則（令和 2 年 1 2 月 2 8 日省訓第 6 7 号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和 2 年 1 2 月 2 8 日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（ 1 ） ・ （ 2 ） （略）

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式に

よるものとみなす。

- 3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記第1号様式（第4条関係）

損 失 補 償 調 書

令和 年 月 日付けをもって提出された損失補償申請書につき、この損失補償調書を作成する。

令和 年 月 日

防衛局長
東海防衛支局長
氏 名
調書作成者
所属、官職
氏 名

記

- 1 申 請 者
住 所（所在地）
氏 名（名称及び代表者）
- 2 請 求 額
- 3 補 償 額
- 4 損失の発生した日時又は期間
- 5 損失の発生した区域又は場所
- 6 損失の原因及び状況
- 7 判 定 意 見
- 8 補償の根拠である法令条項
- 9 算出の根拠
別紙計算書のとおり
- 10 その他参考事項

文 書 番 号
令和 年 月 日

（住 所（所在地））

（氏 名（名称及び代表者）） 殿

〔 防衛局長 経由 東海防衛支局長 〕

防衛大臣

損 失 補 償 決 定 通 知 書

令和 年 月 日付けをもって申請のあった に対する損失補償
について、下記のとおり決定したから通知します。

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から
起算して3月以内に書面で、防衛大臣に対して審査請求をすることができます。

記

- 1 請 求 額
- 2 補償決定金額
- 3 補償対象日時・期間
- 4 決 定 理 由
- 5 その他の事項

注：この決定に係る審査請求及び訴えの提起については、裏面を参照のこと。

（裏面）

- 1 この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に書面で、防衛大臣に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。
- 2 この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日から6月以内であっても、この決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができません。

別記第3号様式（第6条関係）

同 意 書

令和 年 月 日付け第 号損失補償決定通知書により通知を受けた損失補償金については、下記の金額及び各事項について異議なく、この金額を受領の上は、本件については今後いかなる名義によるも請求しない。

記

- 1 補 償 金 額
- 2 補償対象日時・期間
- 3 補 償 内 容

令和 年 月 日
防衛局長 殿
東海防衛支局長

住 所（所在地）
氏 名（名称及び代表者）

文 書 番 号
令和 年 月 日

防衛大臣 殿

防衛局長
東海防衛支局長

損 失 補 償 支 払 完 了 報 告 書

下記のとおり支払を完了したから報告する。

記

- 1 申 請 者
住 所（所在地）
氏 名（名称及び代表者）
- 2 補 償 金 額
- 3 支 払 年 月 日
- 4 支 払 対 象 日 時 ・ 期 間